

## 自動送金サービス依頼書

MB

株式会社みずほ銀行

1	新規	自動送金登録番号(変更の場合に記入)	店番号
2	変更		「3.振込期間」は変更の場合も必ずご記入ください。自動送金を複数ご利用中のお客様は変更の場合も変更後の内容を含む全てのお振込内容をご記入下さい。

「3.振込期間」は変更の場合も必ず記入ください。自動送金を複数ご利用のお客さまは変更の場合も変更後の内容を含む全てのお振込内容をご記入下さい。

西曆 20 年 月 日

(引落口座名義人) ご依頼人	おところ	〒	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>	-	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>	電話番号 ( )	-	
	フリガナ							
	おなまえ							
	様							
<input type="checkbox"/> 印鑑レス特約に同意のうえ印鑑レス取引により申し込みます。 (個人のお客さま)								お届け印

私(当社)は振込規定および裏面の自動送金サービス規定に同意の上、引落指定口座から振込日に預金口座振替の方法により振込金額を払い出し、次のとおり受取人の口座に定例的に振込することを依頼します。

■引落指定口座 ※お引落指定口座の変更はできません。

預金種目 1. 普通 2. 当座 口座番号(右詰で記入) .....

変更の場合は変更する項目に○をご記入ください

1 連絡先住所 上記以外の住所に発送をご希望される場合にご記入ください

変更有り

□  -

## 2 お振込内容

## 2-1 お振込人のおなまえ

変更有り □	0 口座名義人と同じおなまえで振込	
	1 口座名義人と異なる下記のおなまえで振込	※下記をご記入ください
フリガナ	※フリガナ欄は、濁点・半濁点を1文字とし、姓と名の間は1マス空けてください。	
依頼人		
	様	

## 2-2 お振込先

銀行名	みずほ銀行	銀行コード	0001
支店名	大島出張所	支店コード	619
預金種目	1. 普通 2. 当座 4. 貯蓄 9. その他	口座番号 (右詰で記入)	8013642
フリガナ	※フリガナ欄は、濁点・半濁点を1文字とし、姓と名の間は1マス空けてください。		
受取人	特定非営利活動法人 フリースクールまいまい 様		

### 3 振込期間（最長10年間）

開始(変更)年月 西暦 2 0 年 月 ~ (最終送金) 終了年月 西暦 2 0 年 月

※終了年月は新規申込時のみご記入ください。終了年月の変更をご希望の場合は、お申し出ください。

変更の場合に、終了年月をご記入いただいても、当初申込時の終了年月を優先させていただきます。

#### 4 振込手数料および取扱手数料のお引落方法（パターン）

変更有り <input type="checkbox"/>	2 合算	合算：手数料を振込金額との合計額で同日にお引落 個別：振込金額・取扱手数料・振込手数料を各金額で同日にお引落	手数料引落区分 1.合算(同日引落) 9.その他( )
	3 個別		
	9 その他 ( )	(後取引落日)	取扱手数料(税抜) 1.規定額 (100円) 2.規定額 以外

裏面にもご記入をお願いします。

## 5 振込金額および振込日

### 5-1 振込日・振込金額

変更有り

毎月の振込金額・振込日が異なる場合、特定月のみに振込する場合は「固定金額」を空欄とし、《金額不定欄》をご利用ください。

振込日(※)	日	固定金額	十億	百万	千	円
--------	---	------	----	----	---	---

※月末をご指定の場合、振込日は「99」とご記入ください

毎月の振込手数料(税抜)	1.規定額(自動送金規定手数料参照)	2.規定額以外		
--------------	--------------------	---------	--	--

### 5-2 振込日が銀行休業日の場合

変更有り

1 前営業日に振込

自動送金規定手数料【税抜】				
振込金額	同一店内	本支店	他行	取扱手数料
3万円以上	0	300	500	100
3万円未満	0	100	346	

2 翌営業日に振込

《金額不定欄》月末をご指定の場合、振込日は「99」とご記入ください (変更の場合も振込を行う全ての月についてご記入下さい)

月	振込日	振込金額				月	振込日	振込金額			
		兆	十億	百万	千			兆	十億	百万	千
1月						7月					
2月						8月					
3月						9月					
4月						10月					
5月						11月					
6月						12月					

### 記

- みずほ銀行(以下、当行)は、自動送金サービス依頼書(以下、依頼書)に記載された依頼内容(振込日・振込金額・引落指定口座・受取人等)にしたがって、振込日(当日が銀行休業日の場合は依頼書により指定された営業日)に引落指定口座から振込金額を引落すのうえ、受取人あて振込みます。
- 当行所定の振込手数料および取扱手数料(これらをまとめて以下、手数料)は、別途指示の無い限り、振込のつど引落指定口座から引落しします。なお、手数料は金融情勢その他諸般の状況の変化等により変更されることがあります。この場合、手数料変更以後の振込については変更後の手数料を適用するものとします。
- この依頼書にもとづく振込金額および手数料の引落指定口座からの引落については、当座勘定規定、普通預金規定または総合口座取引規定にかかわらず、小切手の振出または払戻請求書および通帳の提出は不要とします。
- 依頼人は振込金額(手数料を同日に支払う場合、振込金額と手数料の合算額)を振込日の前営業日までに引落指定口座に入金するものとします。振込日の窓口営業時間内の引落指定口座の残高が振込金額(手数料を同日に支払う場合、振込金額と手数料の合算額)に満たないときは、依頼人に連絡することなくその月の振込は取りやめたものとして取扱います。
- この依頼書にもとづく取扱については、受取書の発行はしません。
- 振込期間終了前に依頼人がこの取扱を解約するときは、当行所定の書面により届け出るものとします。
- 当行が必要と認めた場合、依頼人に連絡することなくこの取扱を解約することがあります。
- この依頼書にもとづく取扱について損失・紛議が生じても、当行の責めによる場合を除き、当行は責任を負いません。
- この規定に定めのない事項については、振込規定により取り扱います。
- (1)この規定およびこの規定が適用される諸取引の契約準拠法は日本法とします。
- (2)この規定が適用される諸取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、当行本店または取引店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。
- (1)この規定の各条項その他の条件は、民法548条の4の規定により、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、変更内容を記載した店頭ポスター掲示またはホームページ掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2)前項の変更是、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

(2020年4月1日現在)

以上

### (銀行使用欄)

取次店

店番号	支店名

### ■42800 自動送金サービス契約情報

実主	登録

新規の場合に記入

犯罪収益移転防止法上確認 要・不要
記録書作成・確認済の確認
CFB番号 (確認)

照合	受付